

臨時福祉給付金（簡素な給付措置）概要

① 趣旨

- 消費税率の引上げに際し、低所得者に与える負担の影響に鑑み、低所得者に対する適切な配慮を行うため、暫定的・臨時的な措置として実施する。

② 給付対象者

- 市町村民税（均等割）が課税されていない者から、以下の者を除いた者を給付対象とする。
 - ① 市町村民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等
 - ② 生活保護制度内で対応される被保護者等

③ 給付額

- 給付対象者一人につき、10,000円

④ 加算

- 給付対象者のうち、以下のいずれかに該当する者には、26年4月の年金の特例水準解消等を考慮し、一人につき5,000円を加算する。
 - ① 老齢基礎年金（65歳以上）、障害基礎年金、遺族基礎年金の受給者等
 - ② 児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律（平成17年法律第9号）の対象となる手当（児童扶養手当、特別障害者手当等）の受給者等